入札上の注意事項

入札に参加される場合は下記にご注意下さい。

■ 委任状

・代表者以外の者が入札を行う場合は、入札前に「委任状」の提出を求めます。**委任状の提出が無かった場合や、委任状の記載内容に不備がある場合入札に参加できないことがあります。**

委任状の記入不備により入札に参加できない場合とは、次のようなときです。

- ①委任者(代表者)の印がない場合
- ②物件名が記載されていない場合
- ③受任者(入札者)の記名及び押印がない場合
- ④委任事項が記載されていない場合

■ 入札書

・代表者以外の者が入札を行う場合は、住所・商号名称欄は会社の住所、会社名を記入し、 代表者名の下段に受任者の氏名を記入し押印してください。**入札書の記載内容に不備があ る場合入札が無効になる場合があります。**

入札書の記入不備により無効となる場合とは、次のようなときです。

- ①入札者の記名、押印のいずれかがない場合
- ②委任状が提出され、入札書に委任者(代表者)の記名押印はあるが、受任者(入札者)の記名押印がない場合
- ③代理人の氏名が委任状と異なる場合
- ④物件名が記載されていない場合
- ⑤入札金額が訂正されている場合や入札金額の記載が不明瞭な場合

■ 質 問

・設計図書等に対する質疑を行う場合は、平戸市指定の質疑書(ホームページに掲載)を使用し、財政課契約管財班宛(keiyaku@city.hirado.lg.jp)に電子メールを送信し、電話にて必ず受信確認(0950-22-9110)を行って下さい。

※質疑書は、ワード形式で送信して下さい。

・回答は、原則として入札日の前々日までに、入札参加業者全者へ電子メールで送信します。 回答書を受信後、必ず受領確認として返信をお願いします。

■ <mark>その他</mark>

- ・入札を希望しない場合は「入札辞退届」を入札日までに提出して下さい。
- ・入札執行通知の内容は、よく把握しておいて下さい。
- ※様式はすべて平戸市ホームページに掲載しています。

(産業・ビジネス→入札・契約→入札・契約関係様式→入札関係様式)

※ご不明な点がありましたら財政課契約管財班までご連絡下さい。